

日本版包装前面栄養表示に関する これまでの検討状況について

2025（令和7）年7月
消費者庁食品表示課

日本版包装前面栄養表示に関する検討会の開催状況

- 令和5年度 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会
- 令和6年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会

令和5年度 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会

検討項目

分かりやすい栄養成分表示の取組として、我が国におけるFOPNLの在り方等について検討を行った。

スケジュール及び進め方

分かりやすい栄養成分表示の取組等について、2023（令和5）年度に3回の検討会を開催し、**日本版FOPNLの基本的な方向性の中間取りまとめを作成した。**

- ・第1回 2023（令和5）年11月2日
- ・第2回 2024（令和6）年1月31日
- ・第3回 2024（令和6）年3月12日

構成員

五十音順・敬称略

氏 名	所 属
阿部 絹子	公益社団法人 日本栄養士会 常務理事
石見 佳子	東京農業大学 総合研究所 教授
坂口 景子	淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師
竹林 純	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 食品分析・表示研究室長
戸部 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
中村 伸一郎	オール日本スーパーマーケット協会 常務理事
森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
渡邊 健介	一般財団法人 食品産業センター 参与

《中間取りまとめ》我が国におけるFOPNLの検討の方向性

- 我が国の栄養課題を解決するために重要な栄養成分等として、日本版FOPNLの対象となり得る栄養成分等は、義務表示に位置付けられている熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムとすること。
- 栄養成分等の量の表示を利活用しやすくするために、対象となる栄養成分の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示すること。
- 食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進するため、任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要であること。

令和6年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会

検討項目

分かりやすい栄養成分表示の取組として、令和5年度に引き続き、我が国におけるFOPNLの在り方等について検討を行った。

スケジュール及び進め方

日本版FOPNLの具体について、2024（令和6）年度に5回の検討会を開催し、**日本版FOPNLのガイドライン原案、様式案、食品表示基準における位置付けを検討**した。

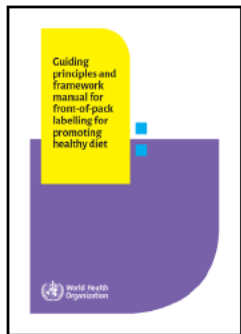
- 第1回 2024（令和6）年7月24日
- 第2回 2024（令和6）年8月27日
- 第3回 2024（令和6）年12月24日
- 第4回 2025（令和7）年1月30日
- 第5回 2025（令和7）年3月6日

構成員

五十音順・敬称略

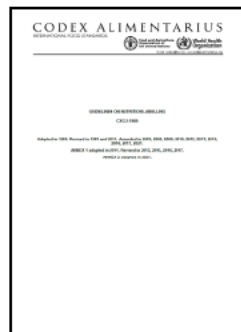
氏 名	所 属
阿部 絹子	公益社団法人 日本栄養士会 常務理事
石見 佳子	東京農業大学 総合研究所 教授
河野 浩	一般財団法人 食品産業センター 事業推進部 次長
坂口 景子	淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師
竹林 純	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 食品分析・表示研究室長
戸部 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
中村 伸一郎	オール日本スーパーマーケット協会 常務理事
森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表

日本版包装前面栄養表示ガイドライン原案の構成



WHOのFOPNLガイドラインでは、**目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセス**できるようにすべきである旨が規定されている。

Guiding principles and framework manual for front-of-pack labelling for promoting healthy diet (WHO)



コーデックス委員会のFOPNLガイドラインは、**①目的、②範囲、③定義及び④一般原則で構成**されている。

GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING CXG 2-1985, ANNEX 2: GUIDELINES ON FRONT-OF-PACK NUTRITION LABELLING (コーデックス委員)

日本版包装前面栄養表示ガイドライン原案の構成

これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの 記載方針（案）

1. 日本版包装前面栄養表示検討の背景
2. 日本版包装前面栄養表示の目的
3. 日本版包装前面栄養表示の定義
4. 日本版包装前面栄養表示ガイドラインの範囲
5. 日本版包装前面栄養表示の基本的な表示方法
6. 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い

日本版FOPNLの様式案の要件

- ① 様式案は、枠囲みなどパッケージ上の他の表示と区別するための工夫がなされていること。
- ② 様式案は、白黒など単色（モノトーンは可）でデザインされていること。
- ③ 様式案には、必ずエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の文字を含め、かつ含有量を表示するスペースが確保されていること。
- ④ 様式案には、栄養素等表示基準値に占める割合を表示するスペースが確保されていること。

様式案のデザインに際しての考え方

消費者からの要望イメージ：

栄養に関する情報は大きく、見やすくしてほしい。

食品関連事業者からの要望イメージ：

包装前面で製品特性を伝えたいため、栄養に関する情報は製品特性やコンセプトの邪魔にならないようにしたい。



スペース効率を高めつつ、機能的なデザインが必要ではないか。



日本版FOPNLの様式案に求められるもの

- ①視認性を高めること（罫線で囲む等情報の識別化）
- ②可読性を高めること（読みやすい書体の選択）
- ③記載数値が何かを伝えること（補足する情報）

日本版FOPNLの様式案

A-1

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92 kcal	3.5 g	1.4 g	16.5 g	2.6 g
4 %	6 %	2 %	5 %	35 %

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

A-2

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92 kcal	3.5 g	1.4 g	16.5 g	2.6 g
4 %	6 %	2 %	5 %	35 %

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

B-1

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92 kcal	3.5 g	1.4 g	16.5 g	2.6 g
4 %	6 %	2 %	5 %	35 %

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

B-2

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92 kcal	3.5 g	1.4 g	16.5 g	2.6 g
4 %	6 %	2 %	5 %	35 %

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

C-1

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92 kcal	3.5 g	1.4 g	16.5 g	2.6 g
4 %	6 %	2 %	5 %	35 %

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

C-2

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92 kcal	3.5 g	1.4 g	16.5 g	2.6 g
4 %	6 %	2 %	5 %	35 %

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

食品表示基準における位置付け

食品表示基準に位置付けない場合

<利点>

- 食品関連事業者による柔軟な対応が可能となり、その結果、自主的な取組が進み、食環境づくりの推進が期待できる。
- 改正が比較的容易なため、課題が生じた際に迅速かつ柔軟に対応できる。

<欠点>

- 様式やルールが十分に統一されない可能性がある。

食品表示基準に位置付ける場合

<利点>

- 例えば、「食品表示基準」及び「食品表示基準について（次長通知）」に位置付けることによって、当該取組を推奨表示事項と説明することができる。
- 様式やルールを厳格に統一することができる。

<欠点>

- あくまで任意表示事項であるため、ごく一部の食品にしか取組がなされていない現段階で規制的な措置を導入すると、法令違反への懸念等から、導入に踏み切れない食品関連事業者が多くなる可能性がある。

日本版FOPNLの位置付け

- これらを踏まえると、現時点で日本版FOPNLの普及に必要なことは、自主的に先行して行われている食品関連事業者の取組を妨げることなく、これから取り組む食品関連事業者に対して一定のルール及びその望ましい在り方を示すことではないか。
- 当該ガイドラインを作成後にも、消費者や食品関連事業者の双方にとって、分かりにくい部分があれば、迅速かつ柔軟に対応※できるようにする。
- 一方、さまざまな形態のFOPNLが乱立し、消費者に分かりにくい状況が生じた場合には、規制的な手法も検討する必要がある。
- したがって、現時点において食品表示基準に位置付け、様式やルールを統一化するのではなく、当面の間、法令上の義務は課さないガイドラインとする。

※諸外国においてもFOPNLガイドラインを公表後に、当該ガイドラインを改正（オーストラリア連邦：第7版、カナダ：第2版、英国：第2版）する例も少なくない。